公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年10月29日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年 11 月７日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　大岡　弘嗣
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3101号
事務所の所在地　大阪市淀川区十三東一丁目８番12―401号
違反行為　業務外行為

証 票 無 効

○　徴収職員証票、国税収納官吏章、歳入歳出外現金出納官吏章
平成25年８月１日交付　第25―00019号
泉大津税務署　財務事務官　出水　和海　名義分
平成25年10月３日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成 25 年 11 月７日　　国　税　庁

不動産鑑定士懲戒処分公告

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第40条第１項前段の規定による懲戒処分を行ったので、法第44条の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成 25 年 11 月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

登録番号	氏　名	懲戒処分の内容
第3889号	小林　吉則	平成25年11月７日から10月間鑑定評価等業務を行うことを禁止する。
第7435号	杉本　英樹	平成25年11月７日から７月間鑑定評価等業務を行うことを禁止する。

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２５年（へ）第７９号
長崎県佐世保市瀬戸越町453番地の１
申立人　岩崎断熱株式会社
代表者代表取締役　竹下　　整
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月29日
平成25年10月21日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　UM269636
金額　1,050,000円
支払期日　平成25年12月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行堂島支店
振出日　平成25年８月20日
振出地　大阪市
振出人　髙橋工業株式会社　代表取締役　柳井　順
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
大阪府富田林市若松町東３丁目６番６号
申立人　株式会社昭和機械製作所
代表者代表取締役　藤井　三郎
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月31日
平成25年10月21日　　玉野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　BW102713
金額　600,000円
支払期日　平成25年10月20日
支払地　岡山県玉野市
支払場所　株式会社百十四銀行玉野支店
振出日　平成25年６月20日
振出地　岡山県玉野市
振出人　長尾鉄工株式会社　代表取締役　長尾　宜啓
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　BW102733
金額　580,000円
支払期日　平成25年11月20日
振出日　平成25年７月22日
⑶手形番号　CA106255
金額　1,200,000円
支払期日　平成25年12月20日
振出日　平成25年８月20日
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第８号
広島市佐伯区湯来町葛原973番地
申立人　共和建設株式会社
代表者代表取締役　林　美恵子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年２月３日
平成25年10月21日　　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　AA95999
金額　2,000,000円
支払期日　平成25年６月30日
支払地　広島市
支払場所　株式会社もみじ銀行五日市北支店
振出日　平成25年３月21日
振出地　広島市
振出人　森本建設株式会社　代表取締役　森本　新吾
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　AA96000
金額　1,000,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記の権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失効することがあります。
福島県いわき市小名浜字松之中７番地の２
申立人　小野　安弘
権利の届出の終期　平成26年１月14日
平成25年10月25日　　いわき簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　いわき市小名浜字丹波沼52番７
宅地　164.58㎡
２登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局昭和34年６月24日受付第3031号
３登記した権利の内容
昭和34年５月２日設定
借賃　１坪につき年100円
支払期　毎年５月１日
存続期間　契約締結の日より向う20ヶ年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　磐城市字富岡向２番地
鈴木　二郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第３１９号
福島県伊達市月舘町布川字西犬飼27番地
申立人　齋藤　要治
本籍福島県伊達郡月舘町大字布川字西犬飼27番地、最後の住所不明
不在者　齋藤與三郎
明治11年10月29日生
届出期間満了日　平成26年２月19日
福島家庭裁判所

平成２５年（家）第３４５号
群馬県富岡市神農原955番地２
申立人　佐俣　昌子
本籍茨城県下妻市桐ケ瀬466番地、最後の住所群馬県北甘楽郡福島町以下不詳
不在者　門井　京子
昭和14年９月22日生
届出期間満了日　平成26年２月28日
水戸家庭裁判所下妻支部

平成２５年（家）第３４６号
群馬県富岡市神農原955番地２
申立人　佐俣　昌子
本籍茨城県下妻市中郷295番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　上田　勝見
昭和20年４月９日生
届出期間満了日　平成26年２月28日
水戸家庭裁判所下妻支部

平成２５年（家）第６２２４号
東京都目黒区洗足２―８―27
申立人　杉山　舒昭
本籍東京都中央区八丁堀１丁目１番地３、最後の住所東京都江戸川区春江町３丁目51番20号　安達荘
不在者　加藤　　泰
昭和23年４月22日生
届出期間満了日　平成26年２月16日
東京家庭裁判所